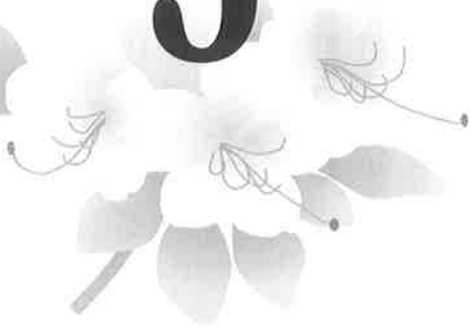




うららか

2010年 月 No.502

5



横瀬町のキャラクター
ブコーさん

今月の内容

- 人事異動 2~3p
- 子ども手当について 5p
- 町民ハイキング参加者募集 6p
- 県税(自動車税)の収納業務 7p
- 地域パワーアップ助成事業・
コミュニティ助成事業 10p

YO-KO-ZE よこぜ



ピッカピッカの一年生です

人事異動

町職員と教職員の異動(昇格を含む)がありましたので、お知らせします。(敬称略)

異動「4月1日付」

役場職員 (内は前職)

◆課長 会計管理者 若林想一郎(課長 総務課)

◆課長 技術統括・道の駅担当 石橋典夫(課長 産業建設統括)

総務課

▽課長 笠原勲(課長 まち経営課)

▽主幹 新井幸雄(主幹 健康づくり課)

▽主事 磯田和也(主事 いきいき町民課)

まち経営課

▽課長 加藤芳男(課長 いきいき町民課)

▽主幹 大場玲子(副主幹)

▽主査 関口和則(主査 県市町村課派遣)

▽主査 浅見聡(主任)

税務課

▽課長 大場紀彦(副課長)

▽主査 水上陽子(主任)

▽主任 佐々木孝(主任 教育委員会)

▽主事 原島佐和子(新規採用)

いきいき町民課

▽課長 大野雅弘(副課長)

▽主査 久古武(主査 振興課)

▽主任 石原幸恵(主任 振興課)

健康づくり課

▽副課長 町田 勉(副課長 教育委員会)

▽主幹 小泉照雄(副主幹)

▽副主幹 神田弘子(主査)

▽主査 坂本美奈子(主査 いきいき町民課)

▽保健師 柳原亮子(新規採用)

▽保健師 古館佑未子(新規採用)

保育所

▽主幹 高橋昌子(副主幹)

▽主査 設楽恵子(主任)

児童館

▽副主幹 平沼朋子(主査)

振興課

▽課長 木崎泰明(課長 議会事務局)

▽主幹 浅見和彦(副主幹)

▽主査 田端将伸(主任 まち経営課)

▽主任 島崎綾(主任 いきいき町民課)

▽主事 山中大輔(新規採用)

建設課

▽副課長 横田稔(主幹)

▽主幹 町田文利(主幹 上下水道課)

上下水道課

▽主幹 富田芳夫(主幹 建設課)

▽副主幹 加藤 勉(主査)

議会事務局

▽課長 富田 等(課長 振興課)

教育委員会

▽課長 村越和昭(課長 税務課)

▽副課長 島田公男(主幹 総務課)

▽主査 逸見雅彦(主査 税務課)

県市町村課派遣

▽主査 柳原美晴(主査 総務課)

退職「3月31日付」

▽課長 武藤量司

▽課長 浅見俊孝

▽技師 町田恒雄

▽保健師 斎藤直子

▽任期付職員 山田米里

教職員

4月1日付転入(内は前任校等)

横瀬小学校

▽校長 山中守成(長瀬第二小)

▽教諭 岩田安佐子(仏子小)

▽教諭 橋本泰伸(吉田小)

▽教諭 林 和彦(高篠小)

▽教諭 佐藤紀子(新採用)

▽教諭 陽遊真史(新採用)

▽教諭 浅見千枝(再任用)

▽助教諭 新井麻美

▽事務主任 坂本玲子(荒川東小)

▽事務職員 長嶋香織

▽学級支援員 永井博之

▽学級支援員 加藤光子

▽学級支援員 小泉 薫

▽学級支援員 佐藤里美

▽学級支援員 萩原 学

▽学級支援員 守屋多恵

4月19日付

▽教諭 松澤淑江

横瀬中学校

▽教頭 新井孝彦(長瀬町教委)

▽主幹教諭 葦原良典(荒川中)

▽教諭 野口龍雄(影森中)

▽教諭 早坂一美(男衾中)

▽教諭 田陽 薫(川角中)

▽教諭 大塚正貴

▽教諭 坂本謙一郎

▽教諭 宮原史明

▽事務主事 野村奈穂子(新採用)

▽事務職員 長島千尋

- ▽学級支援員 浅見弘行
- ▽学級支援員 中田洋江
- ▽学級支援員 田中佳子
- ▽学級支援員 近藤聖子

3月退職 4月1日付転出()内は転出校等

■横瀬小学校

- ▽校長 渡部幸夫(長瀬げんきプラザ)
- ▽主幹教諭 吉田和敬(影森小)
- ▽教諭 浅見千枝(退職)
- ▽教諭 清水竹子(長瀬第一小)
- ▽教諭 家内伸子(荒川東小)
- ▽教諭 秋元裕貴(両神小)
- ▽教諭 井上由美子(三田川小)
- ▽教諭 松澤幸江(任期满了)
- ▽教諭 齊藤寛鎮(任期满了)
- ▽教諭 市之瀬寛到(任期满了)
- ▽助教諭 福島真由美(任期满了)
- ▽事務主任 加藤良男(任期满了)
- ▽事務職員 佐藤里美(任期满了)
- ▽学級支援員 加藤貴子(任期满了)
- ▽学級支援員 新井麻美(任期满了)

■横瀬中学校

- ▽教頭 守屋敏夫(高篠中)
- ▽主幹教諭 設楽昌宏(皆野中)
- ▽教諭 松本 司(退職)
- ▽教諭 倉林智夫(吉田中)
- ▽教諭 小西雅幸(高篠中)
- ▽教諭 仁木景子(高篠中)
- ▽教諭 小松洋治(任期满了)

- ▽教諭 鈴木智子(任期满了)
- ▽事務主任 清川秀幸(任期满了)
- ▽事務職員 町田由美(任期满了)

横瀬町消防団異動(敬称略)



横瀬町消防団第2分団長
逸見 雅彦

区長さんが替わりました(敬称略)



第1区長
富田 陽介



第7区長
金子 治郎

区長代理さんが替わりました(敬称略)

- 第1区長代理 小泉茂樹
- 第7区長代理 浅見利一

横瀬町学校給食調理場が
完成しました

3月30日(火)に学校給食調理場が完成し、新学期から稼働しました。

この調理場は、町民会館裏にありました学校等給食共同調理場



外観



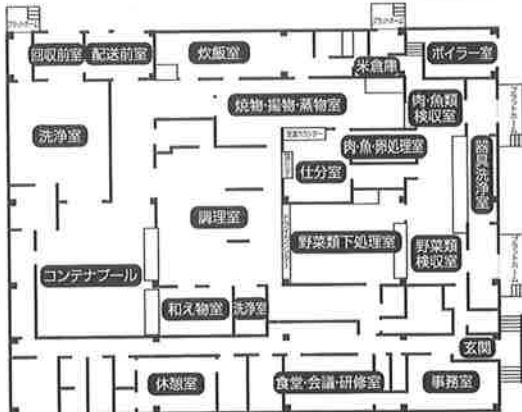
配送車

の老朽化に伴い、横瀬小学校敷地内に建設を進めていたものです。施設は、先進的な厨房機器を導入し、1,000食の調理能力を有するドライシステムの調理場で、食材の受け取りから配膳まで徹底した衛生管理を行います。この施設を十分活用し、より充実した安全安心でおいしい学校給食の提供に努めます。



炊飯室

焼物・揚物・蒸物室



洗浄室



調理室



野菜類下処理室

国民健康保険退職者医療制度の届出を!

退職者医療制度は、ご本人が「医療機関等に支払う一部負担金」と「国民健康保険税」のほかに、「皆さまがお勤めされていた会社の健康保険等からの拠出金」をもとに運営されています。

そのため、退職者医療制度の対象となる方が届出をしないと、健康保険等からの拠出金が負担すべき医療費の部分まで国民健康保険が負担することになってしまい、国民健康保険税の引き上げにもつながってしまいます。

皆さまの負担軽減のためにも、退職者医療制度の対象となる方は、必ず届出をお願いします。

●退職者医療制度の対象となる方

◇退職被保険者本人となる方は、次のすべてに該当する方です。

- 1 65歳未満で国民健康保険に加入していること
- 2 厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けている方で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある方

◇退職被扶養者となる方は、次のすべてに該当する方です。

- 1 65歳未満で退職被保険者本人と同じ世帯の3親等以内の親族である方
- 2 前年の年間収入額が130万円未満(60歳以上または障害年金受給者は、180万円未満)で、退職被保険者本人に扶養されている方

●届出に必要なもの

①既に国民健康保険に加入されている方

- ・国民健康保険被保険者証
- ・年金証書(年金の裁定通知書)等、年金の加入期間がわかるもの

②既に年金を受給されている方(年金証書を持っている方)が国保に加入するとき

- ・健康保険等をやめた証明書
- ・年金証書(年金の裁定通知書)等、年金の加入期間がわかるもの

※年金証書(年金の裁定通知書)等により、「年金の加入期間」および「受給権を取得した年月」を確認します。

☎健康づくり課 医療グループ ☎25-0116

横瀬町の木造住宅耐震化促進事業のおしらせ

安全・安心なまちづくりを目指し、横瀬町では平成22年3月に「横瀬町建築物耐震改修促進計画」を策定しました。これは、近年、日本各地で大型地震が数多く発生していることを受け、今後の横瀬町の耐震化方針を決めたもので、平成27年度末までに住宅の耐震化率を90%まで引き上げることを目標として掲げています。

町では、耐震化を促進するための、補助事業を実施します。

1)木造住宅耐震診断費補助制度

対象となる住宅

町内に存する木造住宅で昭和56年5月31日以前に着工されたもので、地階を除く階数が2以下のもの

対象となる事業

「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により、地震に対する安全性の診断を行う事業(耐震診断)

補助金額

耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限

2)木造住宅耐震改修補助制度

対象となる住宅

町内に存する木造住宅で昭和56年5月31日以前に着工されたもので、地階を除く階数が2以下のもので、上部構造評点等が1.0未満または地盤若しくは基礎が安全でない診断されたもの

対象となる事業

「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により、上部構造評点等が1.0以上または地盤若しくは基礎が安全となるよう改修する設計およびこれに基づく工事(耐震改修)

補助金額

耐震改修に要した費用の額に3分の1を乗じて得た額とし、20万円を上限

☎建設課 計画・管理グループ ☎25-0117



子ども手当について

本年4月から子ども手当制度が始まりました。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに保護者等に支給する制度です。

- 支給対象となる児童 ■ 満15歳以後の最初の3月31日までの間にある児童
- 受給対象者 ■ 町内在住で支給対象となる児童を養育している保護者等
- 支給金額 ■ 子ども一人につき月額13,000円
- 支給月 ■ 6月、10月、2月(前月までの4か月分を支給)
- 申請が必要な方 ■ ①今まで高額所得等により児童手当を受給できなかった方
②中学2、3年生のお子さんがある方

申請に必要なもの

- 認定請求書または額改定請求書(役場にあります)
 - 申請者(保護者等)の健康保険被保険者証
 - 申請者(保護者等)名義の通帳(ゆうちょ銀行を含む)
 - 印鑑
- ☆児童が町外在住の場合:児童がいる世帯全員の住民票(本籍等記載のもの)

※今まで児童手当を受給している方は、自動的に子ども手当に移行しますので、申請の必要はありません。

- 申請期限 ■ 9月30日(木)
9月末日までに申請すれば、4月分までさかのぼって支給されます
※「子ども手当」を全部、または一部寄付することができます。不明な点等はお問い合わせください。

問い合わせ町民課 福祉担当(役場1階5番窓口) ☎25-0115



住宅リフォーム補助金のおしらせ

町では、町民の居住環境の向上と町内の住宅関連業種を中心とした地域経済の活性化を促進するため、自宅の修繕、補修工事など(住宅リフォーム)を行う方を対象に、補助金を支給します。

対象となる住宅 ■ 一戸建ての住宅および併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る)

対象となる事業 ■ 1 建築物の内外装の改修
2 居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改修

補助金額 ■ リフォームに要した費用の額に100分の10を乗じて得た額とし、10万円を限度

建設課 計画・管理グループ ☎25-0117



高齢者等緊急通報システム事業について

町では、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者に対し、緊急通報システム事業を実施しています。この事業は、対象となる方の自宅に専用の機器を設置し、急病等で緊急に救助が必要になった場合に、秩父消防本部へ通報が届くものです。

対象者 ■ 横瀬町に住所があり、次のいずれにも該当する方。

- (1) 概ね65歳以上の高齢者または重度身体障がいの方(障がいの程度が1級または2級の方、その他前記程度に相当すると町長が認めた方)
- (2) 身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営むうえで常時注意を要する方、その他町長が特に必要と認めた方
- (3) 同一敷地内または同一建物内に通報できる家族等が居住していない方
- (4) 日本電信電話株式会社(NTT)の電話を設置している方

健康づくり課 介護・包括グループ ☎25-0116 ※申請窓口がいきいき町民課から健康づくり課に変わりました。